

湯川村民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の定住を図り活力ある村づくりを進めるため、湯川村の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯に対して、予算の範囲内において湯川村民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年湯川村規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 賃借人が自己の居住の用に供するために借りる民間の賃貸住宅で、所有者と賃貸借契約書を取り交し、家賃の月額が40,000円以上の住宅
- (2) 子育て世帯 同居する中学生以下の扶養親族がいる世帯
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料で、管理費、共益費、駐車場使用料等を除いた月額  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、子育て世帯の世帯主であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 平成27年3月19日以降に新たに村内の民間賃貸住宅を住所地と定めた賃借人であること。
- (2) 入居する世帯員全員が当該民間賃貸住宅に住所を有していること
- (3) 入居する世帯員全員が市町村税を滞納していないこと
- (4) 自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し又は使用权を譲渡していない者であること
- (5) 賃貸借契約の賃借人が4親等以内の親族でないこと
- (6) 本人又は配偶者が湯川村職員でないこと
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、民間賃貸住宅の家賃（家賃が日割りにより計算されている月はその額）から40,000円に住宅手当（名称の如何を問わず、家賃に対する自己負担を軽減する性質を有するもの。以下同じ。）を加えた額を控除した経費とする。

(補助金)

第5条 補助金の限度額は、次のとおりとする。

(1) 中学生以下の同居親族が1人までの世帯 月額10,000円

(2) 中学生以下の同居親族が2人以上の世帯 月額25,000円

(補助対象期間)

第6条 補助金交付の対象となる期間は、最初の交付を受けた月分から120月とする。ただし、120月に満たない場合であっても次のいずれかに該当することとなった場合には、補助を終了する。

(1) 民間賃貸住宅の住所地からの転出（転居）の届出をしたとき

(2) 子育て世帯でなくなったとき

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、第3条の規定に該当することとなった日から15日以内に村長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) 市町村税の納税証明書

(4) 勤務先の住宅手当が確認できる書類

(5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに資格の有無を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者に対しては、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付を決定するとき、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(補助金の請求)

第9条 補助金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金請求書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に請求するものとする。

(1) 家賃を支払ったことを証する書類

(2) 住宅手当が確認できる書類

2 補助金の請求は年3回とし、対象期別、対象家賃及び請求期間は次の表のとおりとする。

期別	対象家賃	請求期間
第1期	4月分から7月分	8月1日から8月15日
第2期	8月分から11月分	12月1日から12月15日
第3期	12月分から3月分	4月1日から4月15日

(変更申請)

第10条 交付決定を受けた者は、交付申請内容に異動があった場合又はこの要綱に定める提出書類の記載内容に変更があった場合は、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金変更申請書（様式第4号）に当該変更事項を証する書類を添えて、速やかに村長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第11条 村長は、前条の変更申請書を受理したときは、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助資格の喪失)

第12条 交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者でなくなったとき又は第6条の補助対象期間が終了したとき
- (2) 家賃が40,000円以下となったとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) その他、村長が相当の理由があると認めるとき

2 前項第1号又は第2号の規定により資格を喪失した場合は、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金受給資格喪失届（様式第6号）を速やかに村長に提出しなければならない。

3 第1項第1号又は第2号の規定に該当した場合の補助金の請求は、第9条の規定にかかわらず、資格を喪失した日の翌月15日までとする。

(決定の取消)

第13条 村長は、前条第1項第3号又は第4号の規定に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 村長は、交付決定を受けた者が第12条第1項第3号により補助資格が喪失し、前条の規定に

より交付決定を取り消したときには、湯川村民間賃貸住宅家賃補助金返還請求書（様式第8号）により既に交付した補助金の全額を返還させるものとする。

（実態調査）

第15条 村長は、交付決定を受けた者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。